

抗議声明

11月28日、最高裁判所第2小法廷は、大阪朝鮮学園の正当な訴えを棄却(上告棄却)、上告不受理との決定を下しました。

これは、地方自治体の補助金行政、とりわけ教育に関する補助金行政が贈与であり、自由裁量であるとの大阪地方裁判所及び大阪高等裁判所の「不当判決」を追認したものであり、許し難いものであります。

大阪朝鮮学園は、2012年9月20日の提訴から6年3か月もの間、民族教育の正当性を訴え続け、補助金を、教育に対する政治干渉、圧力として利用し、児童・生徒の人権、学習権を踏みにじる大阪府、大阪市の不当性を裁判所に、また社会に訴えてきました。

一人の首長や一部の会派の判断によって大阪府・市と朝鮮学校が長い年月をかけて築いてきた信頼と良好な関係を一瞬にして破壊し、教育の場に政治・外交問題を持ち込んだことに対する憤慨は未だ消えません。また、決してあってはならないことです。

大阪地裁、大阪高裁の「不当判決」は、類をみない暴挙、悪行そのもので、日本の司法の在り方に疑問を呈するものでもあります。私たちは、最高裁に対して、民族教育の存在意義、正当性を認め、優れて公益性を有する教育に関する補助金行政に対しては、司法統制が必要不可欠であると、その判断基準を求めましたが、今回もまた、苦汁をなめることとなりました。

唯一、決して間違った判断をしてはならない司法(最高裁)までもがこのような決定を下すとは、夢にも思いませんでした。

在日朝鮮人がどのような経緯で、この日本の土地で暮らすようになったのかをご存知ですか。どのようにして朝鮮学校ができたのかをご存知ですか。

なぜ、自国の言葉や文化、歴史を学び、アイデンティティを確立、育むことが否定されなければならないのでしょうか。

国連からも、日本政府に対して、再三、朝鮮学校に対する「高校無償化」制度の適用と、地方自治体には補助金の再開・維持を要請する勧告をしています。

今年の8月にも3度目の勧告を行いました。

にもかかわらず、今回は最高裁までもが、棄却という不当な決定を下しました。今回の棄却に対して激しい怒りを持って、強く抗議します。

日本政府、司法、行政、一部マスコミが一体となって、行っている在日朝鮮人に対する「民族差別」、「いじめ」はもうやめてください。

私たちは、決して諦めません!!

私たちは、今後も大阪府・大阪市の補助金交付並びに「高校無償化」制度の適用を求めて闘い抜きます。勝利を勝ち取る日まで!!

朝鮮学校で学ぶ、子どもたちの笑顔・明るい未来のために!!

以上

2018年12月12日
学校法人 大阪朝鮮学園